

外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします。

2012年7月9日施行

### 外国人住民の皆さんへ

平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、新たな特別永住者制度、在留管理制度が始まります。

また、外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象になり、住民票が作成され登録手続きも変わります。

詳しくは、総務省、法務省のホームページをご覧ください。

総務省：外国人に係る住民基本台帳制度について

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

法務省：新たな在留管理制度がスタート

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/)

問い合わせ先

東近江市役所 市民課

Tel 0748-24-5630